

「湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」(案)

湖西市 市民安全部 市民課 協働共生係

1. 趣旨

湖西市は、性のあり方を問わず多様性を認め合い、誰もがいきいきと活躍できるまちの実現を目指すため、「湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を創設します。

本制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありませんが、制度の趣旨を広めていくことにより、性的マイノリティ(※)当事者の方や、周囲の方が抱える悩みや生きづらさの解消や、地域における理解が促進され、誰もが住みやすいまちになることが期待されます。

※性的マイノリティ…性的指向(恋愛対象とする性)が同性である、性自認(心の性)が戸籍上の性と違うなど、社会において多数派とされる性のあり方と異なる人のことをいいます。

2. 定義

(1) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において相互に協力し合うことを約した二者の関係をいいます。

(2) ファミリーシップ

パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子(実子又は養子)と生計が同一であり、その子を養育することを約した家族の関係をいいます。

(3) 宣誓

パートナーシップを形成しようとする者が、市長に対し、互いがパートナーシップにあることを誓うこと。または、パートナーシップにあることを誓った者が、市長に対し、ファミリーシップにあることを誓うことをいいます。

3. 制度の概要

パートナーシップを形成しようとする者が、市長に対し、互いがパートナーシップにあることを誓うこと又はパートナーシップにあることを誓った者が、市長に対し、ファミリーシップにあることを誓い、宣誓した事実を市が証明する制度です。宣誓者の性別、性的指向、性自認は問いません。事実婚の方も宣誓することができます。

4. 宣誓要件（次の各号すべてに該当する必要があります）

- (1) 双方が成年であること。
- (2) 少なくとも一方が市内在住であること。（市内への転入予定を含む）
- (3) 双方に配偶者がいないこと。
- (4) 相手以外の者と、当市におけるパートナーシップ又はそれに準ずる一定の関係を形成していないこと。
- (5) 互いに近親者(民法（明治 29 年法律第 89 号）第 734 条から第 736 条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係)でないこと。
- (6) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者は、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子と生計が同一であること。

5. 宣誓に必要な書類

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(要綱様式第 1 号)
- (2) 現住所を確認できる書類(住民票の写し等)
- (3) 独身であることが確認できる書類(戸籍抄本等)
- (4) 本人確認書類(個人番号カード、運転免許証等)
- (5) 通称名を使用する場合は、日常的に通称名を使用していることが確認できる書類 2 点(住所が記載された郵便物・顔写真付の社員証等)
- (6) その他市長が必要と認める書類

6. 市が交付する書類

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(要綱様式第 2 号)
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード(要綱様式第 3 号)
- (3) 受領印を押印したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の写し

7. 宣誓の流れ

① 郵送または窓口持参にて事前書類確認(最大約1週間)

受領証等の交付日にお待ちいただく時間を最小限にするため、必要書類を事前に郵送またはご持参いただき、職員が確認します。確認終了後、ご連絡し、宣誓書受領証等の交付日時を調整します。個室対応を希望される場合には、日程調整の際にお申出ください。

② 宣誓書等受領証の交付(原則即日交付)

受領証等の交付日時には、二人揃ってお越しいただき、宣誓書受領証にお名前をご記入ください。代筆を希望される場合は、代筆者の方も一緒にお越しください。

8. その他

- (1) 宣誓後に、行政サービス又は民間サービスを受ける上で必要がある場合には、申請により宣誓書に記載された内容を証明する書類を発行します。
- (2) 市長は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の趣旨が理解され、宣誓者の人権に配慮した公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業所への周知啓発に努めます。

9. 施行予定日

令和4年4月1日